



担い手の確保・育成という建設業界の抱える課題を背景に、国土交通省では技術者制度の見直しが進められています。2023年7月に実務経験による技術者資格要件を緩和したのに続き、2024年4月以降の技術検定では、受検資格が見直されます。技術レベルを保ちつつ配置が求められる技術者の門戸を広げようとするこの制度改正はどのようなものなのか。国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業技術企画室 技術検定係長の羽田 若奈氏にお聞きしました。



技術者制度の見直しが、担い手の確保・育成に向けた一助になればと願っています。

実務経験による技術者資格要件を短縮

まず実務経験による技術者資格要件の緩和から説明します。

一般建設業の許可を受けるための要件の一つとして、営業所ごとに専任の技術者を配置する必要があります。この専任技術者として認められるのは、大学もしくは高等専門学校の指定学科を卒業後3年以上または高等学校もしくは中等教育学校の指定学科を卒業後5年以上の実務経験を持つ者や、許可を受けようとする建設業の建設工事に10年以上の実務経験を持つ者、一部の業種では施工管理技士などです。

要件緩和では技術検定の1次検定合格者(技士補)を指定学科卒業者と同等と見なし、1級1次検定合格後3年以上または2級1次検定合格後5年以上の実務経験を持つ者も専任技術者として新たに認めています(表1)。例えば、土木施工管理や造園施工管理の技術検定種目で1次検定に合格した者は土木工学科の卒業者と、建築施工管理の技術検定種目で1次検定に合格した者は建築学科の卒業者と同等と見なします。なお、指定建設業や電気通信工業は対象外です。

実務経験10年以上が最短3年以上に

制度改正の前後で何がどう変わったのか、「機械器具設置工事業」を例に比べてみます。改正前は、建築学、機械工学、電気工学という3つの指定学科の卒業生以外は、実務経験を10年以上積まないと専任技術者として認めてきませんでした。改正後は、それら指定学科の卒業生以外でも、建築、電気工事、管工事施工管理の技術検定種目で1次検定に合格した者については、専任技術者として認めるのに必要な実務経験年数を、1級で合格後3年以上、2級で合格後5年以上に引き下げたのです。

次に技術検定の受検資格の見直しです。2024年4月以降の技術検定で適用するものです。新制度の詳細な運用については、目下検討中です。

見直しの柱は、指定学科を含む学歴条件の撤廃です。

1級・1次検定も学歴から年齢制限へ

改正前は、1級・2級ともに、受検資格を学歴に応じて定めていました(表2)。例えば大学の指定学科を卒業した者は、2級の場合、1次検定は17歳以上という年齢制限のため、だれでも受検可能ですが、2次検定は卒業後1年実務を経験しないと受検できません。さらに1級の場合には、1次検定・2次検定ともに、卒業後3年実務を経験しないと受検できない仕組みです。ここで求めている実務経験の年数は学歴に応じて定めており、最長15年にも及んでいました。

改正後は、2級の場合、1次検定を受検するのに必要な要件は17歳以上という年齢制限でこれまでと変わりありません

が、1級の場合も、1次検定を受検するのに必要な資格を19歳以上という年齢要件のみとしました。また、2次検定を受検するのに必要な要件は、1級・2級ともに、1次検定合格後の実務経験年数としました(表2)。

技術者制度の見直しによって、技術検定の受検資格では、どの教育機関を卒業したのか、どの学科を卒業したのか、という点を問わなくなります。大学を卒業していなくても、また大学で指定学科を卒業していなくても、1次検定合格後、長くても5年実務を経験すれば、2次検定の受検資格が与えられます。受検機会が広がり、主任技術者要件の一つである2級の技術検定合格者や監理技術者要件の一つである1級の技術検定合格者が増えることにより、担い手の確保・育成という建設業界の抱える課題の解消に向けた一助になればと願っています。(談)

表1: 一般建設業の許可を受けるための要件の一つとして、営業所ごとに専任技術者を配置することが求められる。その資格要件に、1級・1次検定合格後3年以上の実務経験を持つこと、2級・1次検定合格後5年以上の実務経験を持つこと、この二つの条件が新たに加わった

学 歴		実務経験
大学、短大等(指定学科)		卒業後 3年
高等学校(指定学科)		卒業後 5年
上 記 以 外		10年

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
	高等学校(指定学科)	卒業後 5年
技士補 技士	1級1次検定合格(対応種目)	合格後 3年*
	2級1次検定合格(対応種目)	合格後 5年*
上 記 以 外		10年

*指定建設業と電気通信工業を除く

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

○技術検定種目と対応する指定学科

(機械器具設置工事業における例(改正前後の比較)※)
(改正前)
建築学、機械工学、電気工学に関する学科(指定学科)の卒業生以外には10年の実務経験が必要
(改正後)
指定学科の卒業生以外であっても、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定(第一次検定)の合格により、合格後3年(1級)又は5年(2級)に短縮可能
※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合

表2: 国土交通省では技術検定の受検資格を、2024年度以降に実施される検定から、見直す。学歴や指定学科という概念をなくし、1次検定は一定の年齢以上になると、2次検定は1次検定合格後一定年数の実務経験を積むと、それぞれ受検資格を得られるようにする

○1級の受検資格		
(改正前)		
学 歴	第1次検定	第2次検定
大学(指定学科)	卒業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外		15年実務
(いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり)		
(改正後)		
第1次検定	第2次検定 ※1	
19歳以上 (当該年度末時点)	1次検定合格後の 特定実務経験※2(1年)を含む 実務経験 3年 等	
※1 実務経験について、1次検定合格後、 ・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年 ・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年 ・その他の実務経験の場合は5年 その他の受検資格等については、次ページ以降参照 ※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者(監理技術者資格者証を有する者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験		
○2級の受検資格		
(改正前)		
学 歴	第1次検定	第2次検定
大学(指定学科)		卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大 学	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務
(改正後)		
第1次検定	第2次検定 ※3	
17歳以上 (当該年度末時点) ※従前どおり(変更なし)	・1次検定合格後、 実務経験 3年 ・1級1次検定合格後、 実務経験 1年	
※3 1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年 その他の受検資格等については、次ページ以降参照 令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能		